

第15回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価官室

1. 日 時：平成17年3月17日（月） 13:30 ~ 15:30
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、雨宮委員、飯田委員、伊集院委員、大河内委員、小野委員、加藤委員、東海委員、外園委員、御厨委員
4. 議事次第
 - (1) 中期目標期間終了時の見直しについて
 - (2) 独立行政法人国立公文書館次期中期計画について
 - (3) 独立行政法人国立公文書館の中期目標に係る業務の実績に関する評価について
 - (4) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標期間終了時の組織、業務全般見直しのための取組について
 - (5) 独立行政法人国立公文書館の役員報酬基準について
 - (6) 独立行政法人国民生活センターの中期計画の一部変更について
 - (7) 独立行政法人北方領土問題対策協会の長期借入金・償還計画について
 - (8) 独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書の一部変更について
 - (9) その他
 - ・ 独立行政法人移行時の役員特別手当と退職手当の取扱いについて
 - ・ 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（仮称）について

1. 議 事

大森委員長 それでは、第15回の評価委員会を開催させていただきます。本日、評価委員会での定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立しております。

本日、皆さん方のお手元にたくさんの議題が並んでいますけれども、御報告事項が多ございますけれども、一応私どもといたしましては審議をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども、最初に国立公文書館の中期目標期間終了の見直しに関しまして、昨年10月の私どもの委員会以降の動きにつきまして、事務局から御説明いただきます。

武川評価官 それでは、10月の評価委員会以降の動きについて簡単に御説明いたします。本来でありますれば、次期中期目標を御審議いただきました前回、2月28日の評価委員会の際に御説明申し上げるべきでございましたけれども、当日30分間の御日程でございましたので、本日説明させていただくことを御了承いただきたいと思います。

最初に資料1、一昨年8月に閣議決定されました中期目標期間終了時の見直しの

スケジュール表をごらんいただきたいと思います。

まず一番上のところ「主務大臣は各府省評価委員会の意見を踏まえ、組織・業務全般の見直し案を作成し、予算等を要求」とございます。内閣府の評価委員会におかれましては、この意見を昨年8月19日付で公表し、主務大臣と総務省に送付しております。

その後9月に入りまして、総務省の審議会におけますヒアリングがありましたこと。また9月末には、17年度に中期目標期間が終了する法人のうち見直しの前倒しを行う法人が決定されまして、駐留軍等労働者労務管理機構につきましては、前倒しから外れたというようなことを昨年10月の評価委員会で御報告申し上げたと申し上げます。

その後でございますが、資料2にありますとおり、昨年10月27日に内閣官房の行革本部に置かれました「独立行政法人に関する有識者会議」の方から指摘事項というのが出されております。その中では、下の方の にございますけれども、再編・統合の方向で検討を行うべき法人名が具体的に列挙されております。

また、次のページ上の方の でございますけれども、独法の職員の原則非公務員化などが打ち出されております。

次に、資料3をごらんいただきたいと思います。これは12月10日付で総務省の政策評価独立行政法人評価委員会から国立公文書館の主務大臣である総理あてに勧告の方向性というのが出されております。資料1では10月頃とされておりましたものでございまして、いろいろ調整の関係で12月になったというものでございます。

勧告の方向性の内容でございますけれども、一番下の行をごらんいただきたいと思いますけれども、「特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しく具体的な中期目標・中期計画となるようにお願いします」と書かれております。

それから、具体的には別紙というのが次のページにございまして、この内容を簡単に申し上げますと、下の方に①公文書の移管手続の改善。②開示に関する手続や審査基準の整備の問題。次のページ③電子媒体の公文書の保存方策の検討などが書かれておきまして、次に業務の効率化のところですが、一般競争入札の拡大などによる経費の削減などが挙げられております。全政府的に勧告の方向性はどのような内容だったのかということでございますけれども、更に1ページめくっていただきまして、総務省の方から出されました報道資料がわかりやすいのでこれを付けておきましたけれども、廃止、統合などによりまして法人数を32法人から22法人に減らすこと。それから、研究開発・教育関係法人はすべて非公務員化することなどが盛り込まれております。

3ページめくっていただきますと表が出てまいります。各独法ごとにどのような勧告の方向性が出たかということが表になっておりまして、一番上のところに国立

公文書館がありまして、その右側の箱の中に先ほど申し上げたような見直し内容が書かれております。その次のページの一番下の方に注がございます。公務員型の独法に対しては、国立公文書館、製品評価技術基盤機構を除き非公務員化をするというようなことが書かれており、公文書館につきましては非公務員化はしなくてよいということになったわけでございます。

次に資料4、12月24日付で行革本部決定というのが出てまいりまして、ここで政府としての独法の見直し案が決定されたというわけでございます。

手続的なことをちょっと申し上げますと、7ページめくっていただいたところに、12月21日付で行革本部長が総務省の政策評価・独法評価委員会あてに各府省の見直し案を束ねましてお諮りするとなっております。

1ページ前に戻っていただきますと、同日付でそれでおおむねよいというような返事が行革本部長あてに返ってきたと。それで、資料4の表の紙に戻りまして、行革本部決定という手続が取られたということでございます。

主務大臣の方で公文書館について一体どのような見直し案をつくったかということなんでございますけれども、資料4の1ページ目に内閣府としての主務大臣の見直し案が出てまいります。右上に「内閣府」という名前が書かれた紙がありまして、4ページのものでございます。

その主務大臣の見直し案、それから、それに基づいて作成されました国立公文書館の主務大臣がつくった中期目標案につきましては、前回の評価委員会の席で主務大臣部局であります企画調整課の方からまとめた形で説明されたとおりでございますので、省かせていただきます。

説明は以上でございます。

大森委員長 今のような経緯がございまして、一応皆さん方には、2月28日に中期目標の案について皆さん方にお諮りしたときに若干修文があり得るということで、事務局の方からその案をお送り申し上げているのですが、なおかつ何か若干の動きがあったそうなので、これは川口企画調整課長から説明をお願いします。

川口企画調整課長 企画調整課長でございます。前回中期目標について御議論いただきまして、その御議論を踏まえまして修正をしたところでございますが、その後、内閣府から財務省への協議というのが制度上定まっております。

財務省は、横並びをそろえるという観点がございますので、この資料5の中で左側のところ、業務運営の効率化に関する事項というところがございますけれども、その(1)のところ棒線で消してあるところがございます。「ただし、新規に追加又は拡充される経費を除く」というところがございますが、この表現につきましては財務省の方から新規の予算要求はこういう表現がなくても当然可能であるということで、ほかの独立行政法人の横並びでこうした表現を盛り込まないようにお願いをしているということでございます。

そういうことで修正したものでございまして、実質的な意味に変化はないという理解でございますので、表現の横並びということで削除をしたということでございます。

以上でございます。

大森委員長 何か皆さん方の方で御質問等ございますでしょうか。

なければ、公文書館の方から御説明を、この中期計画について御報告いただくことになるんですけども、よろしゅうございましょうか。

菊池国立公文書館館長 館長の菊池でございます。

委員長及び委員の先生方には平素から御高配を賜っておりまして、感謝を申し上げます。第1期の中期計画、既に終了を迎えることになりました。月日の経つ速さを痛感いたしております。

今、御了承いただいた形の中期目標を実現、達成するために私ども中期計画を策定したところでございます。中身につきましては、この後石堂次長から御説明申し上げますが、策定に当たりまして意を用いた点について簡単に申し上げたいと思います。

経費の節減、その他効率的な運営という運営面での努力は当然のことでございますけれども、特になかんと意を用いたのは、国民に提供するサービスの質の向上という部分についてでございます。顧客に対する質の高い専門サービスをどうやって提供するかということが私ども4年間考えてきたことございまして、更にその質を高度化していかなければいけない。

幸いなことに、官房長官の手元で公文書館の在り方についての懇談会を開催していただいて、その提言もいただいております。この提言の中で言われておりますように、各府省からの公文書等の移管が適切に行われなくなれば、歴史に対する説明というようなものも絵にかいたもちになってしまうということで、各省庁からの公文書の移管の的確さ。それから、電子化への挑戦。電子化への挑戦というのは2つあると思います。一つはデジタルアーカイブというようなものを構築するという部分。もう一つは、今、行政の電子化というのが相当なスピードで進んでおりますので、従来のような紙ベースの公文書を何年か経ってから、古いものだと30年経ってから公文書に移管するというようなことは、電子政府の時代にはとてもそんな悠長なことを言っていられない。そうすると、電子文書というものをどういう形で公文書館の中に保存していくのか、受け入れたらいいのかということ。

それと、かなり軌を一にするものでございますけれども、記録文書と現用文書との連続性というようなものを想定しながら公文書館の管理運営というものを考えていかなければいけないというようなこと。こういう面で、きちっとした形の公文書館、あるべき姿というものを目指して次の中期目標期間中の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

デジタルアーカイブの中の一環としましては、アジア歴史資料センター、大変諸外国からも評価をされておりますので、更に提供資料の充実等を図って諸外国からの、あるいは国内も勿論ですが、理解を得ていきたいというふうに考えております。

そういう内容で計画をつくりましたので、ひとつよろしく御審議いただきたいと存じます。

大森委員長 それでは、御説明をお願いします。

石堂国立公文書館次長から、資料5に基づき説明

大森委員長 1ページの国の方で定めている中期目標の基本的な考え方、これはここに一部、この前少し修文していただきまして、全体としてこの公文書館の重要性ということを書いていただいて、それを受けて各目標が定まり、それを受けて本日の中期計画になっていまして、前期と比べると新設項目もありますし、十分充実した内容になっているというのが全体の様子ではないかと思っておりますけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

小さいことですがけれども、6ページの参考というところの人件費総額の中に、前期のときには休職者給与及び国際機関派遣職員給与というのに相当するものも入っていたんですが、これは今回はなくなるんですか。

石堂国立公文書館次長 これは、当館ではこういう制度がないということで落とさせていただきます。

大森委員長 それでは、前期のときもこれがあっても余り意味がなかったと。わかりました。

何かお気づきの点ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

加藤委員 質問といいますか、意見かもしれないのですが、非常に包括的な計画で詳細を極めたものをおつくりいただきありがとうございます。

それで、閲覧者、国民に提供するサービスの向上といった場合に、一つの閲覧者に国立公文書館が対応するというイメージのサービスの向上とともに、もう一つは国立公文書館が、例えば文書の公開・非公開についてこういう方針を取ったということによって、例えば国の現在の府省庁が持っているようなアーカイブズとか、地方公共団体の文書館とか、例えば公的な企業である日銀のアーカイブズなども含めて、これは何を何年で公開していいのか、非開示としていいのかというような一つのアドバイスを得るような形になると思うのです。

そうしたときに、3ページのところでいわゆる要審査文書の公開もしくは回答の答えの日数が早くということで迅速化ということの御配慮があるわけですがけれども、例えば公文書館の中でこれは非開示、これは公開というような基準、例えば文書が作成されてから60年経った、もしくは死後30年経ったというようなことで開示したのかどうかというような、他の省庁、公共団体の文書館員、そしてアーカイブズの職員が判断する際の手のうちの基準というのでしょうか、それをある程度国

立公文書館が出してくれるということが大事ではないかと私は思っているのです。

というのは、やはり個人情報がこれほどうるさくなりますと、守秘義務違反で訴えられた場合の措置についてそれぞれの文書館、アーキビストが悩んでいるわけです。そうしたときに、この要審査文書に対して何日で答えるというスタンスとともに、非開示基準などについての他の文書館への示唆という観点も実はサービスの向上というところでは大きいと思うのですが、いかがでしょうか。

菊池国立公文書館館長 場合によると大濱理事から答えていただいた方がいいかもしれませんが、私の方から一般的に答えますと、私ども別に審査基準とか公開基準を中に何か伝家の宝刀みたいに隠しているわけではございませんで、要するに基本は利用規則の中で公開するか非公開かということ、あるいは公開基準みたいなものを定める。

今、ここで要審査公開についての話は、要するにその基準の個別文書に対する適用関係なのです。そういうものというのは、ある意味で言うとマニュアルみたいなものをつくってしています。これも決して非公開ということではなくて、ここの研修の中に各省庁あるいは、今、日銀の話もありましたけれども、日銀の人とか、最近では国立国会図書館あるいは憲政記念館、最高裁の事務総局とかこういうところの人たちも参加してくれていますけれども、そういうところで実務担当者研究連絡会議みたいな形のことをやって、個人情報の取扱いなどを今年もやりましたし、それから、非公開文書をどうするかというような話について、言わば研究会みたいな形ですが、それをやっています。そういうような意味で、そういうものがだんだんしみ通っていくことになる。

ただ、今、加藤委員おっしゃったように、もっとそれを少しコンパイルしてこういうふうを考えているということを出したらどうか。ただ、これを実際に言うと個別文書についてどうするかというところがあるものですから、なかなか一般化しにくい部分もあるのかもしれない。

大濱国立公文書館理事 一般的な原則は何年何日と開示しているわけです。ここにあるのは個別のもので、個別のものというのはその都度その都度の中で、例えばこの人の名前は伏せるとか、この情報についてはマスキングしなければならない。

そして、今考えているのは、マスキングしないで可能な限り全部出せるようにしようとは思いますが、特に今度新たに出てきた個人情報保護の問題で言うと、歴史化された個人名をどこまで伏せなければならないかというのは先月の研究連絡会議でも議論したんですが、日本の場合は非常に難しい問題があるのです。特に死者のプライバシーというような問題になってくると、遺族が言ってきた場合にどうすればいいのか。

この部分の問題というのは、日本のアーカイブズ関係の今までやっていた人たちはほとんどやっていない。ですから、1つは企業情報と個人情報。特に日銀の場合

は企業情報ですが、その辺については実務研究者会議とかそういうところで具体的な事例を基にしながらやっていくと。そして、有識者会議の方にある場合には諮るわけですが、その有識者会議で諮られた問題については1回諮ったわけですから、それについてはきちんと情報を公開するという積み重ねを今やっていく段階なのです。

各地の公文書館から出てきた問題も、そういう中で受け止めて具体的に可能な限り公開できるようにしてマスキングではなくてということを考えていますが、今のところ事例を積み重ねていくよりほかないし、その事例については公開していつているということですが、いかがですか。

大森委員長 加藤委員が今おっしゃったことは、中期目標で受けられていますか。

川口企画調整課長 内閣府といたしましては、中期目標の中で今、御指摘の観点、いろいろな機関に範を垂れる公文書館という趣旨だと思いますが、まず公文書館がしっかりとした合理的な手続及び公開基準をつくるということ、そして、それを公開するということが大事だというふうに考えておりますので、この2ページの中期目標の方で言えば2ページの(1)、①の3番目のところで、移管された公文書等の公開に関し、具体的に個人情報保護の観点も踏まえ、合理的な手続及び公開基準の在り方について検討を行い、結論を得ることというふうに目標を定めており、それを受けて中期計画の方でも取り組んでいただけるということになっておるかというふうに理解しております。

大森委員長 そこである程度受けられるということになっているという御説明ですけれども、よろしゅうございましょうか。

大事な問題提起ですので、一応ここで受けられる形になっているというふうに理解していいでしょうか。公文書館の方もよろしいでしょうか。

菊池国立公文書館館長 はい。

大森委員長 ほかにございますでしょうか。

よろしければ、おおむねこの中期計画について私どもの委員会としては妥当であるというふうに了解をさせていただきます。なお、決定までに若干日数があるため、どうしても修文が必要な場合は恐縮ですが、私へお任せいただくということで委員の皆さま方の御了解が得られれば、この件についてはこれで終了いたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

菊池国立公文書館館長 どうもありがとうございました。

大濱国立公文書館理事 今日は大変ありがとうございました。

新しい中期計画が始まるわけですが、昨年のシンポジウムというものは、恐らく日本のこれからのアーカイブズ文化というものを考える上では大変大きな意味を持つだろうと思います。そして、その記録というのは、今度の最新刊のアーカイブ

ズに載っておりますが、これを基にしながら、恐らく企業アーカイブズも含め、各地の日本のアーカイブズはいろいろと具体的な検討を始めております。

そうした中で言われておりますのは、情報というのは資産であって、その意味で言えば、特にデジタル化されれば、記録をするときからどのような形態をとり、管理していく中で私どもの方に持ってくるかという問題があるように思います。そうした点で、今後ともよろしく御指導をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

（菊池国立公文書館館長、大濱国立公文書館理事、川口企画調整課長退室）

大森委員長 それでは、次は議題4と5にございますような業務の実績にかかる評価につきまして、まず事務局から御説明いただきます。

武川評価官 それでは、まず「4.独立行政法人国立公文書館の中期目標に係る業務の実績に関する評価について」でございますけれども、中期目標期間終了後に何を行うかにつきましては独立行政法人通則法の33条から35条に規定がございます。

それによりますと、独立行政法人は中期目標終了後3か月以内に事業報告書を主務大臣に提出いたしますとともに、中期目標期間の業務実績につきまして、評価委員会の評価を受けなければならないとされております。

また、主務大臣は中期目標終了時におきまして、当該独立行政法人の組織業務全般の見直しを行って所要の措置を講ずることとされておりますけれども、その見直しに当たりましては評価委員会の意見を聞かななければならないとされております。

更に、第35条3項でございますけれども、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会が当該独立行政法人の主要な事務事業の改廃に関して主務大臣に直接勧告ができることと規定されております。

ちなみに、平成15年度に中期目標期間を終了した唯一の法人でございます文部科学省の教員研修センターにつきましては、中期目標期間終了前に出されました総務省審議会の勧告の方向性に沿った主務大臣の見直し措置を、新中期目標期間中に着実に具体化するという条件をいたしまして、実際に勧告は行わないということが昨年4月に総務省審議会から文部科学大臣に文書で通知されております。

つまり、法律上は見直しを中期目標期間終了後に行いますが、実際上は次期中期目標に反映させるために1年前倒しで勧告の方向性というものが出されますので、それに沿って新中期目標の具体化がなされれば実際の勧告は行わないということになったわけでございます。

ですけれども、法律上の規定はございますので、国立公文書館に関しましても、法律に基づき評価を行うということでございます。

本日お話ししたいこととございますけれども、中期目標にかかる業務の実績に関する評価につきまして、評価委員会決定の委員会と分科会の役割というものが決定

されておりますけれども、それによりますと、本体の評価委員会で中期目標にかかる業務実績を評価するとなっておりますけれども、国立公文書館の業務につきまして、毎年度評価を行ってきております国立公文書館分科会の方で、まず平成16年度の評価を行うのと併せまして、中期目標期間の評価の原案を作成していただき、それを全体の評価委員会で御審議の上決定していただくという方が効率的ではないかと思っておりますので、そのような手続にしてよろしいかどうかということをお諮りするというのが1点。

それから、評価表の様式でございますけれども、資料6に付けておりますような様式でいかがでございますでしょうかというのが2点目でございます。これは、資料7といたしまして昨年の夏に3年間の評価で仮評価というのをやっているの、その様式を踏襲しているというものでございます。

次に「5. 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標期間終了時の組織、業務全般の見直しのための取組について」でございますけれども、これにつきましては、先ほど見直しの手続を御説明いたしました資料1でございますけれども、資料1の一番上に中期目標最終年度の8月に「主務大臣は各府省評価委員会の意見を踏まえ、組織・業務全般の見直し案を作成し、予算等を要求」というふうになっております。

本日お諮りいたしますのは、評価委員会としての意見のとりまとめに当たっては、昨年国立公文書館で行いましたように、委員会として平成14年度から16年度にかかる仮評価を行っていただいた上で委員会としての意見を取りまとめていただい

てはいかがかということが1点でございます。

また、その仮評価、意見のとりまとめにつきましては、国立公文書館と同様にまず分科会の方で年度評価と併せ原案を作成していただき、それを全体の評価委員会で御審議の上決定していただくという手続でよろしいでしょうかということが2点目でございます。

また、3点目につきましては様式でございます。これは資料8という形で添付しておりますけれども、基本的には昨年の国立公文書館と同様のものによろしいのではないかと思うのでございますが、この資料8の2ページ目をめくっていただきたいんですけれども、これは昨年の経験で組織形態、事務事業の在り方に関する意見というのはかなりまとまった起承転結のある長めの文章といたしますか、そういうものにした方が対外的にも、また総務省の評価委員会で御審議いただく上でも説得力があると思っておりますので、これは様式はちょっと小さい欄になっておりますけれども、ちゃんとした起承転結のある文章という形で意見を述べる形にはいかがかというようにしております。

以上につきまして、御審議をいただきたいと思います。

なお、順序が逆になりましたけれども、去る2月28日に開催いたしました両分

科会におきまして、分科会としてはこの手続等については御了解いただいているということを申し上げさせていただきたいと思えます。

説明は以上でございます。

大森委員長 今、説明がございましたように、私どもの委員会としては夏にこの業務全般の見直しのための意見をまとめなければいけませんけれども、2つの分科会でまず原案を作成していただきまして、それを委員会へ提案いただくという手順ではいかがかというのが本日皆さん方にお諮り申し上げることです。

それでは、それぞれの様式を諮らせていただいてよろしゅうございましょうか。何か御疑問、御質問ございますでしょうか。

それでは、私どもとしては今のような手順で原案を作成いただき、ここへ提出いただくのでよろしくお願ひします。

なお、両分科会長さんには御苦勞をかけますけれども、よろしく作業を進めていただくようお願いいたします。

次は、国立公文書館の役員報酬基準の改定につきまして公文書館の方から御説明いただきます。

石堂国立公文書館次長 資料番号9でございますが「独立行政法人国立公文書館役員報酬の支給基準の変更について」ということで、2点ほど変更がございます。これについて説明をさせていただきたいと思えます。

1つは、当館の理事が17年度から常勤化されるということに伴う改定でございます。これにつきましては当委員会から御意見をいただきまして、当館の運営体制として行政実務に関し深い経験と造詣のある者は当然のことであるが、加えて歴史学、情報学についての学識経験のある人材が常時勤務する体制を確立することが必要であるという御意見をいただき、私ども17年度に概算要求をいたしまして、理事の常勤化についての予算措置が認められました。

このため、報酬規程を変えさせていただくということで、第7条に館長のみだった部分に二として理事の報酬月額を84万3,000円ということを入れさせていただきました。ちなみに、これは各省の審議官クラスの額でございます。

もう一点でございますけれども、非常勤役員手当でございます。これにつきましては、このうち監事でございますが、当初国の機関から独立法人に移ったわけですが、その際のいろいろな諸規程の整備、企業会計基準の導入、業務の進行管理等について、監事等にその面に関して非常に御尽力をいただいたわけですが、第2期からは当館の業務も軌道に乗り安定化してくると同時に、理事も常勤化することになりましたので、監事の業務体制を見直すと同時に役員の手当も見直すということで、非常勤職員の監事の単価を、現在は右側の欄でございますけれども、48万3,000円を32万1,000円に、館長が指名する監事については51万8,000円を34万5,000円に引き下げたいということでございます。

大森委員長 以上について、何か御質問等ございますでしょうか。

外園委員 非常勤役員の手当について、先ほど理事は審議官クラスとおっしゃいましたが、この 32 万 1,000 円というのは何か参考例や基準があるのでしょうか。

石堂国立公文書館次長 監事につきましても、審議官クラスで算定しております。その勤務日数等を考慮して額を決めております。今までですと、大体週 3 日程度の出勤ということで考えていましたが、来年度からは週 2 日程度の出勤ということで見直しをしたというものでございます。基準はそういうことでございます。

大森委員長 実質に計算してこういう形になったと。要するに重要性が低くなったからということでしょうか。

石堂国立公文書館次長 そういうことではございません。

大森委員長 ちゃんと日数で計算すると、こういうふうになったと。

何か見かけ上は減らした。頑張っているなというふうに思いますけれども。

石堂国立公文書館次長 理事も常勤化されたということもあり、その分の人件費も生じますので、姿勢の問題ということもございます。

大森委員長 結構です。よろしゅうございましょうか。

今年人事院勧告で月給とかボーナスについて改定ございませんので、これ以外についての報酬基準の改定はなく、国立公文書館の役員報酬の支給基準について、お諮り申し上げることになっています。これでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 それでは、御了承することといたします。

(国立公文書館関係者及び駐留軍等労働者労務管理機構関係者退室)

(国民生活センター関係者及び北方領土問題対策協会関係者入室)

大森委員長 それでは、次に国民生活センターの中期計画の一部に変更がございます。中期計画の変更につきましては、中期計画策定時と同様に主務大臣の認可の際に評価委員会に意見を聞かなければならないことになっています。それでは国民生活局から説明をお願いいたします。

勝見国民生活局消費者調整課長(事務代理)から、資料 10 に基づき説明

大森委員長 これは分科会でも実質審議していただいておりますけれども、何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、御了承することといたしました。

引き続きまして、北方領土問題対策協会の長期の借入金と償還計画について。それから、業務方法書の一部変更がございます。これも主務大臣が認可するに当たって評価委員会の意見を聞かなければならないことになっています。それでは協会の方から説明をお願いいたします。

長尾北方領土問題対策協会専務理事から、資料 11、資料 12 に基づき説明

大森委員長 それでは、まず 17 年度の長期借入金について説明いただきました

けれども、これについて何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。分科会の方でもきちっと議論していただいていますので。

もう一つの方の方法書の一部変更でございまして、これは利率の変更に合わせた改定でございますけれども、お認めしてよろしゅうございましょうか。

特に問題点がないと思いますので、それではこの両方について了承いたします。

国民生活センター及び北方領土問題対策協会の独法の移行時の役員に対する退職手当と期末手当、いわゆるボーナスですけれども、この支給につきまして一部にわかりにくいという御批判が議論の中に出ました。これについては、まず事務局から説明をいただきます。また、両分科会においても議論していただきましたので、両分科会長からお話しいただくという手順にいたしたいと思います。

それでは、武川評価官から説明をお願いします。

武川評価官 それでは、資料 13 をごらんいただきたいと思います。事の発端は昨年 12 月、新聞等での報道によるものでございますので、それを添付いたしました。1 枚目が 12 月 6 日の読売新聞、次のページは同日付の朝日新聞でございます。

これとは別に、11 月 30 日に民主党の尾立参議院議員から質問書も出ておりますけれども、内容は同趣旨でございますので、この 1 枚目の新聞記事に沿って御説明したいと思います。この記事、ちょっと小さい字でございますけれども、見出しの縦書きになっている部分をごらんいただきたいと思います。「特殊法人や国の機関から移行した十五の独立行政法人が、前団体から留任した役員計四十二人に対し、高額の退職金を払ったうえ、独立行政法人移行後の最初のボーナスでは、前団体での在職期間も含めて計算し、支給していた」というようなことが書かれております。

その次の記事に移らせていただきます。表がありますけれども、2001 年 4 月から昨年 10 月までに設立された 108 の独法のうち、退職金を特殊法人が終了するときには払い、独法になりましてから 1 回目のボーナスを払う際に、前の特殊法人時代の在任期間を通算いたしましてボーナスの算定を行ったところが 15 法人あるということでございます、国民生活センターと北方領土問題対策協会がその中の 2 つに入っているということでございます。

この記事の下から 2 段目のところをごらんいただきますと、調査対象となった 108 の独法のうち、留任役員に対して、移行時には退職金を払って、ボーナスは通算しなかったというところが 32 法人ございますと。

108 のうち 15 と 32 を除いたほかの法人については、留任する役員がいなかったり、また退職金も通算して、ですから特殊法人が終わったときには払わなかったと。退職金は通算すると。それから、ボーナスも通算するというふうにしたところが残りであるというふうなことが書かれております。

その続きのところですけれども、各独法によりまして、役員の退職金は、移行前と移行後の 2 度に分けて払っても、移行後の退職時に一括して支払っても、額は同

じというようなことが書かれております。

2 ページめくっていただきまして、この評価委員会は独立行政法人の役員の報酬にどのような関わりを持つかということでございます。

先ほど国立公文書館の理事の役員報酬を議論いただきましたけれども、その根拠となっている規定でございますけれども、まず 52 条。これは特定独法に関する規定ですけれども、後で特定独法以外の非公務員型のものにも準用されておりますのでこの規定を見ますと、52 条の 2 項で特定独法は役員に対する報酬の支給の基準を定め、それを主務大臣に届け出るといようなことが書いてあります。

53 条に参りまして、ゴシックで書いてありますけれども、主務大臣が届出を受けたら、それを評価委員会に通知するわけですが、2 項のところで、評価委員会は、「報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる」と書かれております。

2 ページめくっていただきますと、1 月 26 日付の事務連絡というようなものがございます。これは総務省の行政管理局長から各府省の官房長あてに出されたものがございます。次のページには、独法の長あての文書もございますけれども、基本的には同趣旨でございますので、この官房長あての文書で御説明したいと思います。

まず、この文書の 3 行目にいろいろ法人ごとに異なる取扱いが行われているというように書かれておりまして、4 行目以降「このような組織形態の変更に伴う身分関係の異動は本人の意に基づく退職とは性格を異にするものであり、承継役員については法人組織形態の変更前後において勤務実態が実質的に継続していること、移行後の法人は前法人の一切の権利及び義務を承継すること等にかんがみ、今後、その賞与、退職金については、職員に係る取扱いと同様とすることが適当と考える」といようなことが書かれております。

それから、同じ紙の下から 12 行目ぐらいのところ、「一方」から始まるところがございまして、「一方、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人通則法に基づき、支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて主務大臣に対して意見を申し出ることができる」とともに、各事業年度における業務の評価の一環として、役員の報酬等の支給基準についても評価を行い、必要があると認められるときは、法人に対して勧告できるととされている。

支給基準について評価委員会における厳正な評価が行われることは法人が説明責任を果たす上でも重要と考えられることから、支給基準の厳正な評価に資するよう、各府省におかれても評価委員会に対し必要な説明、資料提供を行うようお願いする」と書かれてございます。これは、こういった新聞等々で取り上げられ、各省がばらばらの状況であるということに対して対応しないといけないのではないかと

ということから、行政管理局長が1月26日付で、今後はこうしてくださいということと評価委員会にちゃんと説明してくださいということを経絡してきたというものでございます。

事務連絡の中に評価委員会は勧告権もあるという文言が出てきますので、1ページ戻っていただきますと一番上に「勧告権」と書いてある紙があるのですが、そこに通則法32条とありまして、ここには「独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない」とあり、その3項目、「評価委員会は、第1項の評価を行ったときは」、省略いたしましてゴシックのあるところに「必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる」とありますので、これは年度評価を行った際に適用できる勧告権ということになります。つまり、移行の際にいきなり事業評価は行っておりませんので、そのときには適用できない勧告権でございます。

私の方からの説明は以上ですが、そういった経緯がありまして今回御議論いただくということでございます。

大森委員長 それでは、国民生活センター分科会の雨宮分科会長代理からお願いいたします。

雨宮委員 国民生活センター分科会では、2月28日に分科会を開催しまして、国民生活センターの独立行政法人移行に際しての特別手当及び退職金の支給に関して国民生活センターの糠谷理事長から説明を受けました。

まず、国民生活センターからの説明では、独立行政法人移行に際して独立行政法人移行前の在職期間を含めて特別手当を支給したことについては、役員の勤務実態から見て実質的に身分が承継されていることを勘案して、職員と同様の扱いを行ったとしています。

退職金については、職員の退職金が長期間勤務すれば支給率が上がる仕組みである一方、役員の退職金は一定の支給率に基づき計算されるため、通算して支払いをした場合と通算しないで支払いをした場合を比較して、退職金の額が増減することはないこと。また、役員の退職金を清算することは、旧法人の債務をできる限り軽減して新法人に引き継ぐことが新法人の経営上好ましいと判断したためとの説明がありました。

国民生活センター分科会では、内容について理解をしましたが、一部に誤解を受けている面があることから、国民生活センターが対外的にきちんと説明すべきであるとの結論を得ました。

以上、簡単ではございますが、国民生活センター分科会からの報告とさせていただきます。

大森委員長 北方領土問題対策協会分科会の飯田分科会長からもお願いいたし

ます。

飯田委員 私どもの分科会も今月2日に会合を開きまして、この件について北方領土問題対策協会の井上理事長から説明を受けました。

北方領土問題対策協会の場合も、国民生活センターと事情が非常によく似ておりまして、この分科会での説明でも井上理事長から、今の雨宮委員が紹介された国民生活センターの方の理由と同じような理由が説明されました。ですから、これは繰り返さないで省略させていただきますけれども、特に井上理事長は次の点を強調しました。

1つは、平成15年の役員の手当支給についての対応は、主務大臣に届け出ている基準に基づいて、そして規定に基づいて行われたものであるということが第1点。

第2点は、実際にその規定を具体的に適用する場合に、支払方法については幾つかの選択肢があったわけです。しかし、その中で当時、北方領土問題対策協会が取った選択肢は今でも妥当性があるというふうに判断しているということが第2点です。

第3点は、しかし、それでも満一国民の理解がどうしても得られないというようなことがはっきりした場合には手当の返納もやぶさかではない。しかし、世間の風当たりが強いからといって、事の理非をきちっと明確にしないまま自主返納というようなあいまいな形で処理をするのは避けたかったというようなものでございました。

こうした説明に対して、私どもの分科会の対応というのは説明を理解したというのですが、国民生活センターの場合と同じように、私ども分科会から北方領土問題対策協会に対して、既にこの問題は一部のマスコミなどでも取り上げられており、このまま放置しておく誤解を更に広げることになるので、何らかの形で、例えばホームページを活用するというような形で北方領土問題対策協会が説明責任を果たすべきであるということを伝えました。

大森委員長 2つの分科会では、以上のような審議が行われまして、一応ある種の措置についての御提案を含んでいますが、皆様方からこの件につきまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

先ほど武川評価官から説明のあった行政管理局長の通知文書ですが、今後についてはよくわかるのですが、移行期についてまで私どもの方で勧告権があるはずはないでしょう。

武川評価官 移行時には勧告できないかと。

大森委員長 しかし、この文書を読むとそこまで含めて私どもに何かやれというふうにも読めますね。こんな無責任なものを出してもらっては困る。

今のように私が発言していますので、発言の議事録を行政管理局長に提出してもらえませんか。こういうものを、例えば私どもがこれについて判断して、

こんなものは返さないと言って、どういうふうに私どもが責任を取れると思っ
ているんですかと。今後についての文書はいいけれども、移行期についてあなた方に
勧告権があるから何とかせよというような趣旨の文書を出すのは不見識です。私と
しては非常に困るので、こういう不見識な文書を出すなという意見が一部にあった
とお伝えしていただきたい。これは武川評価官の方をお願いすることです。

2つの分科会がそういう御議論でございますので、これは両法人とも何らかの形
で、こういう誤解があるなら誤解を解くという意味でも広くきちっと説明責任の一
端を果たしていただくということで、この問題についてはきちっと決着をつける
というのでどうでしょうかというふうに分科会は考えていますけれども、両法人とも
それで御了解でしょうか。

(「はい」と声あり)

飯田委員 今の大森委員長のお話に乗るような形なんですけれども、民主党から
質問趣意書が出たときに、やはり同じような説明をしているんです。つまり、評価
委員会でこれを勧告したりすることができるんだから、この正当性、合理性が担保
されるというような説明をしているんです。これもはなはだ遺憾なことだというふ
うに思います。

大森委員長 そのことについてもはなはだ遺憾であるという意見が出たという
ことを伝えてもらいたいと思います。

それでは、この件は以上のような形で私どもの委員会としては了承したというこ
とにさせていただきますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 それでは、そうさせていただきます。

(国民生活センター関係者及び北方領土問題対策協会関係者退室)

(町田沖縄振興局企画官入室)

大森委員長 現在、国会で法案の審議中でございますけれども、この内閣府にま
た新しい独法が1つできるということになっていまして、これが設立されますと私
どもの評価委員会が仰せつかるのではないかと考えていますので、これについて本
日は沖縄振興局の町田企画官がお見えですので、説明をお願いいたします。

町田沖縄振興局企画官から、資料14に基づき説明

大森委員長 この中の運営委員会も、ある種の中期計画を支援して意見が総理に
述べられて、業務の実施状況も監視するというふうには書いているから、監視だから
ちょっと違うんですけれども、運営委員会というのは一種の評価委員会風でしょう。

町田沖縄振興局企画官 これは、もともとボード・オブ・ガバナーズというアメ
リカの大学のいわゆる理事会のような組織ということで、実際になられている方々
もアメリカの大学の関係者が多いので、そういう意味では大学の基本的なポリシー
を企画立案して、実際に大学の上に学長がいるわけですが、学長がちゃんとしか

り仕事をやっているかどうかを監督するというイメージで構想されたものですが、独法制度との対比から日本の制度に合うような形に少しモディファイしたというような形になっております。なお、評価委員会との関係はどうかという話は確かに出てきたことはあるのですが、評価委員会の方はそれこそ独法の通則法上、法定されたものということで、法律に則った評価をするわけですが、どちらかというと、この運営委員会の方は主として学術的な面を中心に政策を立案したり、あるいは学長が運営委員会の示したような方向に則ってちゃんとやっているかどうかというのを監視するというような役割になるかと思えます。

大森委員長 私どもは、要するに通則法に基づいて一連の作業を行っているのですが、これはちょっと通則法とは違うような内容を含んでいるでしょう。例えば、このプレナー先生は相当高齢ですね。だから、私どもが経営者というか理事長についての報酬が世間で一般的にどうだなんていう話とは違うでしょう。特権的に、特別な措置でやっているものですね。だから、私どものようなところの評価委員会と本当になじむのだろうか。独法を作られるのはいいのですが、評価委員会が本当にこれをちゃんと評価するような話になるのだろうか。違う基準を設けないとできないのではないかという、若干の心配が私にはあるのですが。特別な措置でつくるものですから。

外園委員 評価委員会をつくって何を評価するのか。中期目標だって、こういう研究所をつくって研究をしているというけれども、その評価は私たちにはできませんし、予算が適切に施行されたかどうか、そういうものだってどれほどのものか分からない。沖縄振興もあるし、世界最高水準でやるといったら、ちょっとこの評価委員会の手に余るのではありませんか。

町田沖縄振興局企画官 実を言えば、学問的な側面に関しては恐らく運営委員会の先生方は大体世界一流の科学者ですので、そういう方が中心になってやるということはありますけれども、一方でこの独立行政法人が目的に沿って、あるいは総理大臣が示す中期目標、それから自らそれに基づいてつくった、それは大臣が認可するわけですが、中期計画にのっとって適切な業務を行っているかどうか、国民に対して国民が必要と考えているサービスをちゃんと提供しているかどうかというのは、ある意味で評価委員会が国民の側に立って評価するということが必要なのではないかというふうに考えております。

外園委員 しかし、適切な予算にしても、世界の最先端の研究をやることで非常にスケールが大きいものですから、予算がどれぐらいのものかわからないし、それを適切に運営されるのかどうかというのは、6割は落ちつくんでしょうけれども、私は評価委員会とすればこれは手に余るようなことだと思えます。

大森委員長 これに類似しているのは国立大学法人の評価委員会があるので、そちらの方を少し援用していただくということになると思うのです。

私どもの方は、それ以外のいわゆる研究系機関みたいなものではないところや
っているものですから、国立大学法人の方は特別の法人の方でやっているものす
から、それとちょっと似ているけれども、普通のこちらの通則法の方で作り上げて、
機構として、しばらくの間は運用するということになるため、少し御配慮が要るか
なというふうに思います。私どもが、これは内閣府が決めていることで、私が仮に
皆様方へ諮って、これだけは私どもの評価委員会は受けない、別途作ってください
ということが言えるかどうか分かりにくいのです。

中藤審議官 これに関しては基本的に評価委員会が評価する。通則法に則って、
中期計画なり、基本的にこの法人が全体としていかに効率的に業務をやっているか。

それから、この運営委員会の基本的な整理の仕方として、新しい独立行政法人の
中の一種のガバナンスを監視する機関と申しますか、企画立案の一部を担うアドバ
イザリーグループ的な機能ということなので、確かに個別研究の一つひとつでこれ
がうまく使われているか、この研究とこっちの研究を比べてどっちがという、直接
的にはなかなかそういうところではできないと思われませんが、やはりこれは全体とし
て、この独法化法人、いずれにしても新しい大学を作っていく過渡期の形態であり
ますので、具体のところにつきましては、関係部局とも、それから委員各位とも相
談しながら進めていきたいと思えます。また、分科会を1つ増やしますので、科学
技術関係部分もお詳しい先生方等も新たに少し加えまして、全体的な運営をしてい
こうと思っております。ちょっと数が増えますので、大変な面があるのですが、よ
ろしくお願いいたします。

大森委員長 私ども、若干懸念を表明しておきたいと思っておりますが、中藤審議
官が言われているように新しい委員を増員した上で、リシャッフルする可能性もご
ざいますので、それはその段階でまたお諮り申し上げます。ちょっと今までと違う
異質なものであり、評価委員会全体としてお受けするような話になってきますので、
これは断りにくいでしょう。嫌だと、これは別途作ってくれと言にくいものでは
から。

飯田委員 文部科学省所管の独立行政法人というふうにならなかったのは、これ
はという背景とか何かがあるのでしょうか。もっと国策的なものだったというよう
なことがあるのでしょうか。

大森委員長 沖縄は文部科学省の所管ではなくて、内閣府の所管であるというの
が一番わかりやすい。

飯田委員 でも、先ほど来の議論から言うと、文部科学省の方で所管した方が通
りがいいですね。

大森委員長 最初から文部科学省で所管した方がスムーズに移行するのに、そう
はならない。

外園委員 恐らく、国立大学法人法とか何かいろいろと事情があると思われま

大森委員長 科学技術の資金配分で言うと、別途の措置になるんでしょう。今、全体の計画、第2期が終わって第3期に入ろうとしているんですけども、これはあれとは別途に措置がされるんですか。

町田沖縄振興局企画官 資金配分のR I AがS A B Cの中で一応Sというのをいただいております。一応国として力を入れてやっていくというプロジェクトになっております。ついでに申し上げますと、実は関係閣僚による会合というのを随時開いております。官房長官主宰なのですが、それに関係大臣として、当然沖縄・北方担当大臣、それから、内閣府の科学技術政策担当大臣、それに財務大臣と文部科学大臣も入って、節目節目には協議を行って、このプロジェクトを今後どういうふうに進めていくかという協議を行っております。

大森委員長 プレナー先生も日本にこういう仕組みがあって、こういうふうに評価委員会で評価を受けるのですということは既にご存知なのですか。

町田沖縄振興局企画官 実はこのボードの会合というのはまだ暫定的なものです。既に昨年7月から数か月に1回行っております。今般、法案を出す前にこういう法案を出すことにしているということで、それこそ条文も全文ではないのですが、重要なところを全部抜き出して説明をしておりますので、どういう仕組みになっているのかということは一応の理解をいただいているというふうに考えております。

大森委員長 どのような経緯、どのような整理で作られようと、私どもの評価委員会は評価委員会の基準の考え方で評価をいたしますので、それで怒られても困りますから、よくそちらの方で事前に説明していただきたいと思います。この仕組みで動くということは重要なことです。国際摩擦が起きますから、私はそちらの方を懸念しています。

町田沖縄振興局企画官 ステータスの違いは何度も説明しておりますので、大丈夫だと思います。

大森委員長 よろしく申し上げます。

それでは、私どもとして今日は説明を受けたわけであり、ある段階になりましたら委員等、分科会の設置についてもまたここでお諮り申し上げることになると思います。

町田沖縄振興局企画官 今後ともよろしく願いいたします。

(町田沖縄振興局企画官退室)

大森委員長 本日は以上でございます。ありがとうございました。